法人に移転をした当該調整対象通算法人の株式の数を乗じて計算した金額）の合計額から」に、「帳簿価額を」を「帳簿価額の合計額を」に改め、同項第三号ロ中「帳簿価額」の下に「（調整対象通算法人の株式にあつては、当該株式の修正帳簿価額）」を加え、同項第四号イ(1)を次のように改める。

(1)　当該払戻し等の日の属する事業年度の前事業年度（当該払戻し等の日以前六月以内に法人税法第七十二条第一項に規定する期間について同項各号に掲げる事項を記載した同法第二条第三十号に規定する中間申告書を提出し、かつ、その提出の日から当該払戻し等の日までの間に同条第三十一号に規定する確定申告書を提出していなかつた場合には、当該中間申告書に係る同項に規定する期間）終了の時の資産の帳簿価額から負債（新株予約権及び株式引受権に係る義務を含む。）の帳簿価額を減算した金額（当該終了の時から当該払戻し等の直前の時までの間に資本金等の額又は利益積立金額（法人税法施行令第九条第一号及び第六号に掲げる金額を除く。）が増加し、又は減少した場合には、その増加した金額を加算し、又はその減少した金額を減算した金額）

第六十一条第二項第四号ロ及び第六号ロ中「第八条第二項」を「第八条第三項」に改め、同条第六項第三号中「第十号」を「第十三号」に改め、同項第十号を同項第十三号とし、同項第九号を同項第十二号とし、同項第八号の次に次の三号を加える。

九　調整対象通算法人　第二項第二号の分割型分割又は同項第三号の株式分配に係る分割法人又は現物分配法人が通算法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この号において同じ。）である場合における他の通算法人（法人税法施行令第二十四条の三（資産の評価益の計上ができない株式の発行法人等から除外される通算法人）に規定する初年度離脱通算子法人及び同法第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人を除く。）のうち当該分割型分割又は株式分配に基因して通算終了事由（同令第百十九条の三第五項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）に規定する通算終了事由をいう。次号において同じ。）が生ずるものをいう。

十　修正前帳簿価額　調整対象通算法人について第二項第二号の分割型分割又は同項第三号の株式分配に基因して通算終了事由が生じた場合における当該調整対象通算法人の株式を有していた法人の当該株式の法人税法施行令第百十九条の三第五項に規定する直前の帳簿価額に相当する金額をいう。

十一　修正帳簿価額　調整対象通算法人の株式の修正前帳簿価額に次に掲げる金額をそれぞれ次に定める金額とみなして法人税法施行令第百十九条の三第五項（同令第百十九条の四第一項後段（評価換え等があつた場合の総平均法の適用の特例）においてその例による場合を含む。以下この号において同じ。）の規定を適用した場合における同令第百十九条の三第五項に規定する簿価純資産不足額を加算し、又は当該修正前帳簿価額から次に掲げる金額をそれぞれ次に定める金額とみなして同項の規定を適用した場合における同項に規定する簿価純資産超過額を減算した金額をいう。

イ　第二項第二号の分割型分割又は同項第三号の株式分配に係る分割法人又は現物分配法人の同項第二号イに規定する前事業年度（同項第三号イの規定により当該株式分配を同項第二号イの分割型分割とみなして同号イに掲げる金額を計算する場合における同号イに規定する前事業年度を含む。）終了の時（当該終了の時が当該調整対象通算法人の事業年度又は同号イに規定する中間申告書に係る法人税法第七十二条第一項に規定する期間（第二項第三号イの規定により当該株式分配を同項第二号イの分割型分割とみなして同号イに掲げる金額を計算する場合における同号イに規定する中間申告書に係る同条第一項に規定する期間を含む。）終了の時でない場合には、当該前事業年度終了の時の属する当該調整対象通算法人の事業年度（当該事業年度が当該分割型分割又は株式分配の日の前日の属する事業年度である場合には、その前事業年度）終了の時。(1)及びロにおいて「前期期末時」という。）において当該調整対象通算法人の有する資産の帳簿価額の合計額（次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算した金額）　当該調整対象通算法人の法人税法施行令第百十九条の三第五項第一号に掲げる金額

(1)　前期期末時から当該分割型分割又は株式分配の直前の時までの間に当該調整対象通算法人の資本金等の額又は利益積立金額（法人税法施行令第九条第一号及び第六号に掲げる金額を除く。ロ(1)において同じ。）が増加した場合　その増加した金額

(2)　当該調整対象通算法人が当該分割型分割又は株式分配の直前の時に他の調整対象通算法人の株式を有する場合において、当該株式の修正前帳簿価額に相当する金額として財務省令で定めるところにより計算した金額に満たないとき　その満たない部分の金額

ロ　前期期末時において当該調整対象通算法人の有する負債（新株予約権及び株式引受権に係る義務を含む。）の帳簿価額の合計額（次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算した金額）　当該調整対象通算法人の法人税法施行令第百十九条の三第五項第二号に掲げる金額

(1)　前期期末時から第二項第二号の分割型分割又は同項第三号の株式分配の直前の時までの間に当該調整対象通算法人の資本金等の額又は利益積立金額が減少した場合　その減少した金額

(2)　当該調整対象通算法人が第二項第二号の分割型分割又は同項第三号の株式分配の直前の時に他の調整対象通算法人の株式を有する場合において、当該株式の修正前帳簿価額が修正帳簿価額に相当する金額として財務省令で定めるところにより計算した金額を超えるとき　その超える部分の金額

第七十条第一項第二号中「その年の前年以前四年内（その年に第七十二条第三項第七号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金の支払を受ける場合には、十九年内。以下この号において同じ。）に退職手当等（前号に規定する前に支払を受けた退職手当等を除く。）の支払を受け、かつ、その年に退職手当等の支払を受けた」を「次に掲げる」に、「前年以前四年内に」を「前年以前に」に、「退職手当等（次項」を「退職手当等（次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める退職手当等とする。次項」に改め、同号に次のように加える。

イ　その年の前年以前四年内に退職手当等（前号に規定する前に支払を受けた退職手当等を除く。）の支払を受け、かつ、その年に退職手当等の支払を受けた場合（ロ及びハに掲げる場合に該当する場合を除く。）　その年の前年以前四年内に支払を受けた退職手当等

ロ　その年の前年以前九年内に第七十二条第三項第七号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金（令和八年一月一日以後に支払を受けたものに限り、前号に規定する前に支払を受けた退職手当等を除く。）の支払を受け、かつ、その年に退職手当等の支払を受けた場合（ハに掲げる場合に該当する場合を除く。）　次に掲げる退職手当等

(1)　令和八年一月一日以後に支払を受けた退職手当等であつてその年の前年以前九年内に支払を受けたもの

(2)　令和八年一月一日前に支払を受けた退職手当等であつてその年の前年以前四年内に支払を受けたもの

ハ　その年の前年以前十九年内に退職手当等（前号に規定する前に支払を受けた退職手当等を除く。）の支払を受け、かつ、その年に第七十二条第三項第七号に掲げる一時金の支払を受けた場合　その年の前年以前十九年内に支払を受けた退職手当等

第七十三条第二項第三号中「第五条第十七号イからトまで」を「第五条第二十号イからトまで」に改める。

第八十九条第三号中「第十五条第三号」の下に「及び第三号の二」を、「除く。）」の下に「及び補助金」を加える。

第百十三条の二第三項中「第六十一条第六項第九号」を「第六十一条第六項第十二号」に改める。